

千葉市地域公共交通支援事業（感染拡大防止対策支援）Q&A

1. 感染拡大防止対策支援事業

Q1. 感染拡大防止対策とはどのようなものか。

運転席の間仕切りカーテンの設置や抗菌・抗ウイルスコーティング剤の塗布、マスク・消毒薬等の衛生用品の購入など感染拡大防止対策に一定の効果が見込まれるものが対象となります。上記以外で実施したい感染拡大防止対策があれば別途ご相談ください。

Q2. 運転席の間仕切りカーテンを自社で設置した場合も対象となるのか。

間仕切りカーテンの資材の購入費用は対象となりますが、仕切りを設置した社員の人件費等については対象となりません。また、設置後のメンテナンス、撤去にかかる経費も対象外となります。

Q3. 交付対象となる費用は。

実施計画書を提出して交付決定を受ける必要があります。原則として、交付決定後に契約・発注がされ、かつ支援対象期間中に履行、納品、支払いまで完了するものが対象となります。契約から支払いまでの一連の手続きが交付決定から令和5年2月28日までに行われていない経費や領収書等の帳簿類に不備があるものは対象となりません。（各社の会計システムを踏まえ、期間内に支払が完了するよう事業計画を策定ください。）

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による納品や履行の遅延など、支援対象期間内に事業が完了しないことについてやむを得ない事情が発生した場合は、必ず事前に相談してください。

Q4. 交付決定後に事業計画に変更が生じた場合はどうすればいいか。

承認された事業計画に変更が生じた場合は、変更申請書を提出し、事業内容の変更について承認を得てください。なお、当初申請は令和5年12月28日（木）までとし、変更申請については随時受付します。

Q5. 登録車両とは何を指すのか。

道路運送法に基づく事業計画で届出ている事業用自動車の数になります。登録車両のうち、市内の運行に供する車両（市外を跨いで走る車両や予備車含む）が支援対象車両となります。

Q6. 地域公共交通臨時支援事業等とは。

国が実施する「ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化及び継続を図る事業」や、地方公共団体が地方創生臨時交付金又は独自の財源により実施する新型コロナウイルス感染症感染拡大防止や事業継続に資する公共交通事業者向けの支援事業を指します。

Q7. 国・地方公共団体が実施する「地域公共交通臨時支援事業等」を利用している場合は支援対象とならないのか。

国・地方公共団体の支援事業と同一目的・同一項目については補助額を除いた額を補助対象とします。例えば、国の補助金を活用して運転席の間仕切りカーテンを設置する場合、当該支援事業では同一車両に対する運転席間仕切りカーテン設置に充てた国や地方公共団体の補助額を除いた額を補助対象とするものです。（事業者の瑕疵によらない破損や耐用年数の経過による取替は除く。）

同一の車両であっても項目が違う場合、例えば、国・地方公共団体の補助金を活用して運転席の間仕切りカーテンを設置した車両に、抗菌・抗ウイルスコーティング剤の塗布をする場合は当該支援事業の対象となります。

Q8. 国・地方公共団体が実施する「地域公共交通臨時支援事業等」に間仕切りカーテン設置費用を申請したが半数分しか補助金が付かなかった。残りの半数については市の支援事業が活用できるのか。

活用が可能です。ただし、「市内の運行に供する車両一覧」にて国庫補助金を充当する車両と当該支援金を充当する車両を明確に区別してください。

Q9. 市内の運行に供している車両すべてに感染拡大防止対策を講じなければいけないのか。

支援対象車両数は事業者ごとの支援上限額を定めるために用いる数であり、必ずしもすべての車両に感染拡大防止対策を講じなければならないわけではありません。

ただし、制度の趣旨をご理解いただき、誰もが安心して利用できる公共交通の利用環境整備にご協力ください。

Q10. 領収書の写しの原本証明は誰が行うのか。

法人事業者においては、当該感染対策が安全な運行体制の確立や労働環境の衛生的改善と疾病の予防処置に寄与していることを確認するため、「運行管理者」や「衛生管理者」

とします。ただし、それによりがたい場合は法人の代表者としてください。
※個人事業者の方は本人が原本証明をしてください。